

第二次笠間市行財政改革大綱 (素案)

平成 23 年 月

笠間市

はじめに

目 次

第1 現状と必要性

- 1 これまでの本市における行財政改革の成果
- 2 本市を取り巻く社会経済環境の変化
- 3 現状を踏まえた課題
- 4 新たな行財政改革大綱策定の必要性

第2 大綱の基本的な考え方

- 1 位置付け
- 2 改革の方向性
- 3 計画期間
- 4 推進方法
- 5 推進体制

第3 改革の方針

- 1 市役所の変革
- 2 市民協働・公民連携の推進
- 3 財政基盤の確立

第1 現状と必要性

1 これまでの本市における行財政改革の成果

本市における行財政改革は、行財政改革大綱及び実施計画を策定し、市の将来像を描く総合計画の確実な達成を目的として、平成18年度から改革に取り組んできました。

この行財政改革大綱においては、「事務事業の見直し」「職員の意識改革と資質向上」「組織機構の合理化」「定員管理と給与の適正化」「自主財源の確保」「財政運営の健全化」「情報の公開と市民の行政への参画」の7項目を主要施策として効率的な行政運営に努め、一定の成果をあげてきました。

平成18年度から平成21年度までの4年間の成果

(1) 取組状況

① 事務事業の見直し

事務事業の整理・統合・合理化及び施策の重点化を図り、指定管理者制度の活用を含めた民間委託等の推進及び行政評価の導入を行いました。

② 職員の意識改革と資質向上

人材育成に関する基本方針に基づき、長期的な視点に立った人材育成を推進しました。

③ 組織機構の合理化

組織・機構、審議会等附属機関及び第三セクターの見直しを行いました。

④ 定員管理と給与の適正化

定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を推進しました。また、手当の総点検をはじめとする給与の適正化を図りました。

⑤ 自主財源の確保（歳入）

市税等の収入を確保し、市有財産の有効活用及び広告収入等新たな財源の確保に努めました。

⑥ 財政運営の健全化（歳出）

財政健全化に向けた財政計画を策定するとともに、施策の見直し及び職員の自助努力による経費削減を図りました。また、公共工事の適正化等により投資的経費の抑制を図り、補助金の整理合理化に努めました。

⑦ 情報の公開と市民の行政への参画

開かれた行政運営を推進し、信頼される行政を確立するため、行政情報を積極的に公開して公正と透明性の確保を図るとともに、市民が参画する機会を確保するべく市政懇談会を実施し、まちづくりに関する市民の意見を幅広く取り入れました。

(2) 効果額・取り組み

7項目の主要施策に基づき169項目の改革に取り組み、●●項目が終了しました。その結果、経費削減等効果額は、36億6,000万円の削減、1億9,200万円の収入増となりました。

一方、この行財政改革によって得られた行財政資源（人、物、金）は、クラフト農業プロジェクト、すこやか安心プロジェクト、かさまっ子プロジェクト等の重要事務事業に重点的に配分し、市民サービスの向上に努めました。

笠間市行財政改革大綱実施計画の平成18年度～平成21年度実績（4年間）

項 目	経費削減等効果
1 事務事業の見直し ○事務事業の整理・統合・合理化及び施策の重点化 ○民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	1億4,650万円減 727万円増
2 職員の意識改革と資質向上 ○専門職の確保及び再任用制度の適正運用	304万円減
3 組織機構の合理化 ○組織・機構の見直し ○審議会等附属機関の見直し ○第三セクターの見直し	460万円減
4 定員管理と給与の適正化 ○定員管理の適正化の推進 ○手当の総点検をはじめとする給与の適正化	16億4,303万円減
5 自主財源の確保（歳入） ○市税等の収入確保 ○市有財産の有効活用 ○広告収入等新たな財源の確保	1億8,502万円増
6 財政運営の健全化（歳出） ○財政健全化に向けた財政計画の策定 ○施策の見直し及び職員の自助努力 ○投資的経費の抑制（公共工事の適正化等） ○補助金の整理合理化	18億2,688万円減
7 情報の公開と市民の行政への参画	0
その他（市長等の給与カット、農業委員会の定数減）	3,641万円減
経費削減等効果 削減合計	36億6,046万円減
経費削減等効果 収入増合計	1億9,229万円増

※ 経費削減等効果 改革の実施によって得られた削減額のことです。効果額には、改革に要する必要経費を含んでいません。額は、平成17年度（旧3市町）と比較をしたものです。
改革の実施を効果額として表すことができないもの、効果額が未定なものについては計上していません。

各年度重要事務事業一覽

平成 20 年度	平成 21 年度
<p>【土地利用・都市基盤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン策定事業 ・友部駅・岩間駅周辺整備事業 ・幹線道路整備事業 ・デマンド交通運行事業 <p>【産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致・支援事業 新規 ・観光振興強化促進事業 ・農産物振興事業 ・グリーンツーリズム推進事業 <p>【健康・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策事業 ・南小学校児童クラブ室建設事業 新規 ・地域子育て支援拠点事業 新規 ・保育料軽減事業 新規 ・マル福自己負担金助成事業 ・不妊治療助成事業 新規 ・妊婦検診推進事業 新規 ・出会い創出事業 新規 ・市民の健康づくり事業 ・障害者地域生活支援事業 <p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛製給水管布設替事業 新規 ・生活排水対策事業 ・消防施設整備事業 ・環境基本計画推進事業 <p>【教育・文化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩間中学校整備事業 新規 ・外国語活動モデル事業 新規 ・国民文化祭事業 新規 ・放課後子ども教室推進事業 <p>【自治・協働】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり推進事業 新規 ・岩間支所庁舎有効活用事業 新規 ・徴収対策事業 	<p>【土地利用・都市基盤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路整備事業 ・岩間駅周辺整備事業 ・デマンド交通システム運行事業 <p>【産業】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>クラフト農業プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化農業 ・環境保全型農業 ・地産地消 ・グリーンツーリズム </div> <ul style="list-style-type: none"> ・観光戦略事業 ・市街地活性化事業 ・企業誘致・支援事業 拡充 ・緊急雇用対策事業 新規 <p>【健康・福祉】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>かさまっ子プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宍戸小学校児童クラブ室建設事業 新規 ・子育て支援センター設置事業 新規 ・かさま健康ダイヤル 24 事業 新規 ・マル福自己負担助成事業 ・妊婦検診推進事業 拡充 ・不妊治療助成事業 ・出会い創出支援事業 <p style="text-align: right;">} 子育て支援</p> <p style="text-align: right;">} 健康支援</p> <p style="text-align: right;">} 結婚支援</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくり事業（健康体操） ・笠間市立病院改革プラン 新規 ・障害者地域生活支援事業 <p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鯉淵公園整備事業 新規 ・生活排水対策事業 ・消防施設整備事業 ・防犯灯整備事業 ・バイオ燃料利活用推進事業 新規 ・大郷戸清掃センター跡地対策事業 新規 <p>【教育・文化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語指導助手派遣事業 ・小中学校耐震化整備事業 ・岩間体験学習館整備事業 新規 ・寺子屋事業 新規 ・全国高等学校合気道演舞大会 新規 ・青年海外派遣事業（元気かさま応援基金） 新規 <p>【自治・協働】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり推進事業 ・窓口サービス拡大事業 新規 ・徴収対策事業

【土地利用・都市基盤】

- ・岩間駅周辺整備事業
- ・幹線道路整備事業
- ・デマンド交通システム運行事業
- ・光ファイバー網推進事業

【産業】

- ・観光戦略事業
 - ・地場産業支援事業
- } 地域資源活用事業

クラフト農業プロジェクト

- ・経営安定化農業
- ・環境保全型農業
- ・グリーンツーリズム

【健康・福祉】

すこやか安心プロジェクト

- ・笠間市立病院休日・夜間救急診療 **新規**
- ・筑波大学病院連携事業（指導医、研修生受入）
- ・医療費自己負担助成事業（小6まで拡大） **拡充**
- ・高齢者人間ドック助成事業 **新規**
- ・障害者地域生活支援事業

かさまっ子プロジェクト

- ・ファミリーサポート事業（育児援助事業） **新規**
 - ・児童クラブ事業（預かり時間延長） **拡充**
 - ・不妊治療費助成事業 **拡充**
 - ・かさま健康ダイヤル24事業 健康支援
 - ・出会い創出支援事業 結婚支援
- } 子育て支援

【生活環境】

- ・狭あい道路整備事業
- ・生活排水対策事業
- ・民間救急ボランティア応急手当普及啓発活動事業 **新規**
- ・木造住宅耐震診断事業
- ・防犯灯整備事業
- ・地球温暖化対策事業 **新規**
- ・大郷戸清掃センター跡地対策事業

【教育・文化】

- ・小中学校耐震化整備・耐震診断事業
- ・笠間学校給食センター基本調査設計事業 **新規**
- ・寺子屋事業
- ・図書館システムの統一
- ・公共ホール音楽活動事業 **新規**
- ・新市史編さん事業
- ・青年海外派遣事業

【自治・協働】

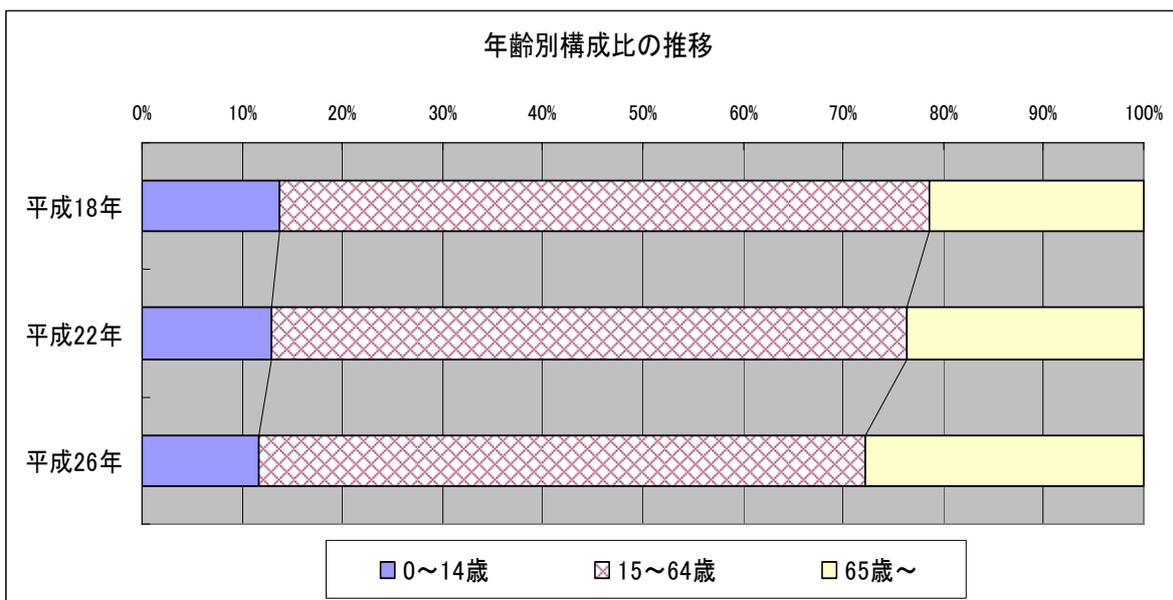
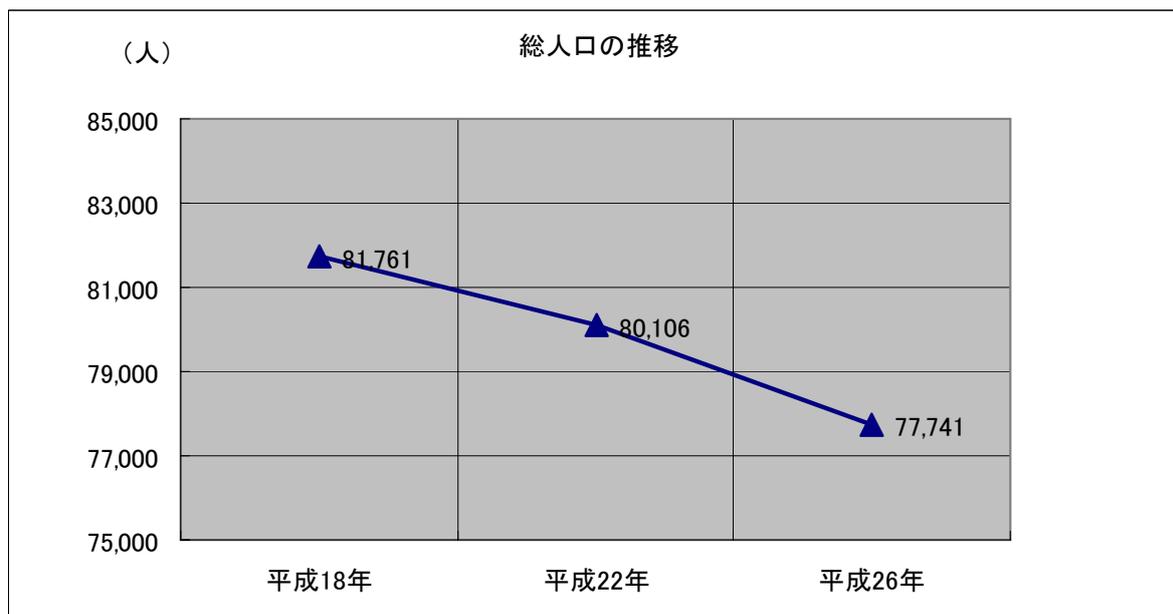
- ・協働のまちづくり推進事業 **新規**
- ・第二次行財政改革大綱 **新規**
- ・徴収対策強化事業

2 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(1) 人口減少、少子・高齢社会の一層の進行

平成18年と平成22年の人口を比較すると、総人口は減少傾向にあります。また、年齢別構成で見ると、65歳以上の人口が増加し、14歳以下の人口が減少していることから少子高齢社会が進展しています。さらに、平成26年の将来推計人口でも総人口は減少傾向となっており、年齢別構成をみても、65歳以上の人口が増加し、14歳以下の人口が減少するという予測になっています。

少子高齢社会の進展は、労働力人口の減少などによる経済的な影響が懸念されています。また、高齢者の医療・福祉の需要など社会的負担の増大への対応、子供の健全育成、安心して子供を産み育てる環境の整備などが求められています。



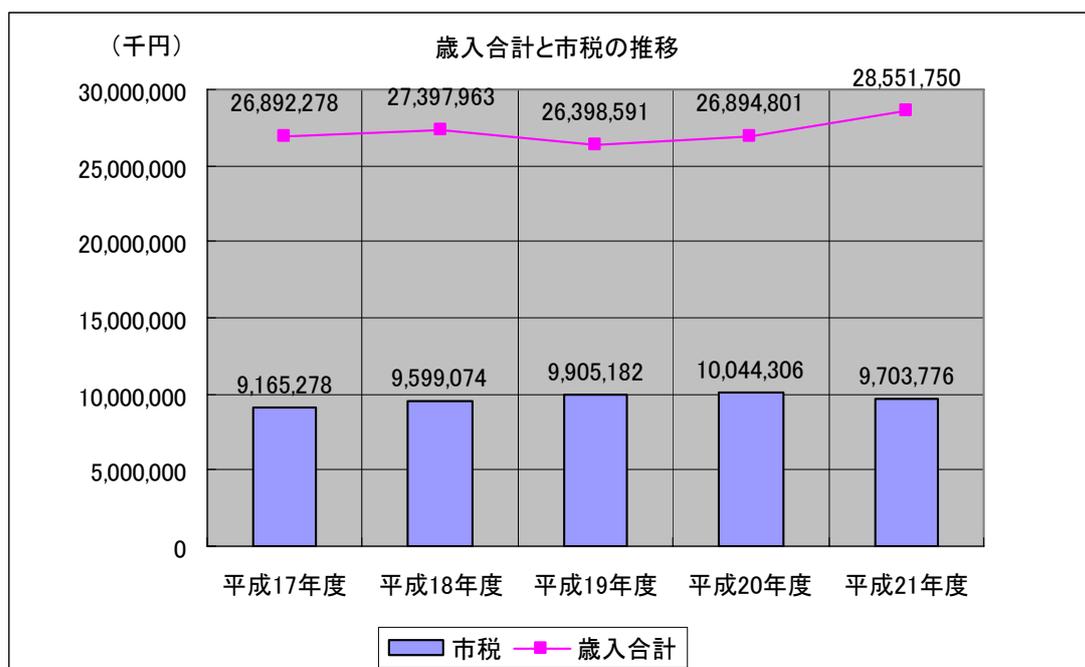
資料：平成18年、平成22年 市民生活部 市民課
 平成26年 国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の市区町村別将来推計人口」
 基準日はともに12月1日現在

(2) 景気低迷による歳入の減

長期化している景気低迷のなか、市の歳入において、市税の大きな伸びは期待できず、また、国税の減収見込みによる地方交付税の大きな伸びも期待できない状況にあります。

現在の地方交付税は、笠間市が合併したことにより、合併算定替の特例制度により算定されています。

この特例制度は、適用期間が合併後15年度間となっており、平成28年度以降は段階的に縮減されることから、平成33年度からは平成22年度決定額で試算すると単年度で約12億円の減収になることが予測されます。



資料：総務部 財政課

(3) 地域主権改革

平成22年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、地方自治体における「自己判断」と「自己責任」の範囲が拡大されることから、行政も市民も変革が求められています。

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに対応していくためには、「市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「行政」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する必要があります。

(4) 多様化する行政需要への対応

市民ニーズが多様化していく中で、地域の特性を生かした魅力ある地域社会の形成と地域主権の推進にふさわしい体制づくりが求められています。

市民ニーズや新たな行政課題に対応するために、より効率的な行政運営を推進していく必要があります。

(5) 東日本大震災による影響

東日本大震災は、その被害の広がりや甚大さから、社会経済へ大きなダメージを与えたため、社会インフラの復旧や、雇用対策が望まれています。

その一方、改めて家庭や地域等のコミュニティの重要性を再認識することとなりました。このため、社会経済を支える地域社会を構築し、人々の絆やつなかりを再構築する必要があります。

3 現状を踏まえた課題

環境の変化に対応しながら、質の高い行政サービスを持続的に提供するために「スクラップ・アンド・ビルド」や「選択と集中」により、限られた行財政資源を有効活用し、市民と行政の役割・責任について、市民と行政が互いに理解し、地域の諸課題に取り組む必要があります。

4 新たな行財政改革大綱策定の必要性

総合計画における笠間市の目指す将来像「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る文化交流都市～」を実現するために、行財政改革を推進し、一層の簡素化・効率化を図る必要があります。

第2 大綱の基本的な考え方

1 位置付け

行財政改革大綱は、総合計画における笠間市の目指す将来像「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を実現するために、今後の市の行財政改革の基本方向や考え方を示す指針として位置付け、時代に即した行財政改革を推進し、市民に信頼される行政運営を目指します。

2 改革の方向性

(1) 民間企業の優れた視点や発想を取り入れながらの効率的・効果的な行政運営

① 顧客（市民）満足度

行政においても、顧客（市民）満足度を重視した行政経営の必要性に対する認識を高める必要があります。

② 費用対効果

政策においても、その政策を行うことにかかる費用と、その政策によって得られる便益とを比較する費用対効果の考え方を引き続き実施し、更にその範囲を拡大する必要があります。

③ スクラップ・アンド・ビルド

事務事業の見直しを図り、所期の目的を達成した事業や事業効果の薄れた事業について、その廃止や縮減等の見直しを行う一方、新たな事務事業の積極的な取り組みを図る必要があります。

④ 選択と集中

行政経費の削減を目指す行政から、市民重視、目的重視、成果重視に基づいた事業を絞り込み、併せて予算を重点的に配分することで、絞り込んだ事業を集中的に実施する「選択と集中」による行政への転換を図る必要があります。

⑤ 事業の必要性、優先度

事業の必要性について、有効性や緊急性を含めた事業効果等を勘案したうえで優先度の判定（判断）を行い、順位付けを行う必要があります。

⑥ スピード感

市民の視点から、市民が必要とする利便性の高い行政サービスを迅速に提供できる体制とする必要があります。

(2) 行政と市民の意識改革

自助（自分の責任で、自分自身が行うこと。）、共助（自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。）、公助（個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。）への変革が求められており、行政と市民の意識改革に努める必要があります。

(3) 財政基盤の確立

市民サービスの維持・向上を図るためには財政基盤の確立が必要となります。そのためにはコスト削減、人件費総額の抑制を図り、収入の確保に努めるとともに、効率的、効果的な資源配分に努める必要があります。

3 計画期間

平成23年から28年度までの6年間とし、社会情勢の変化等、必要に応じ大綱の一部改正を行うものとします。

4 推進方法

行財政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを実施するため、市民に分かりやすい数値目標等を設定した「実施計画」を策定することで進行管理を行うこととします。また、毎年度の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて随時実施計画の見直しを行います。

5 推進体制

市長を本部長とする「笠間市行政改革推進本部」を中心として全庁的に行財政改革に取り組むこととします。また、毎年度の進捗状況については「笠間市行政改革推進委員会」に報告し、事業所管課へのヒアリング等を実施したうえで意見・提言をいただき、市の広報・ホームページ等により市民に公表します。

第3 改革の方針

「民間の優れた視点や発想を取り入れながらの効率的・効果的な行政運営」、「行政と市民の意識改革」、「財政基盤の確立」の改革の方向性のもと、改革の方針を以下のとおり設定し、具体的な取り組みを進めます。

- 1 市役所の変革
- 2 市民協働・公民連携の推進
- 3 財政基盤の確立

1 市役所の変革

- 民間の優れた視点や発想を積極的に取り入れながら、効率的な行政運営を展開します。
- 今までの行政発想にとらわれない斬新な発想のできる人材・様々な環境に対応できる柔軟な人材を育成します。
- 社会の変化，複雑で多様化する行政ニーズに対応します。
- 簡素で専門性の高い組織を目指します。

【改革項目】

(1) 民間の優れた経営手法の導入

① 業務プロセスの見直し

働きやすい職場づくりを目指すため、現在の業務（事務事業）のプロセスに創意工夫を加えて業務処理能力の向上に努めます。また、業務の進め方を点検し、業務の簡素化・効率化に努めます。

② 顧客（市民）満足度

行政においても、顧客（市民）満足度を重視した行政経営の必要性に対する認識を高め、単に職員の接遇態度という視点だけでなく、提供するサービス水準が顧客（市民）のニーズに沿ったものであるかをさまざまな観点から分析することが必要であるため、市民満足度調査のしくみづくり等の構築に努めます。

※ 顧客（市民）満足度とは、市民を行政サービスの顧客と捉えた場合、顧客である市民が行政機関の提供するサービスに対してどれぐらい満足しているかの度合いのこと。

③ 事業目標の数値化

事務事業は、市民目線でわかりやすく可能な限り事業目標を数値化することに努めます。その数値については市の広報紙やホームページ上などで公表します。

④ アウトソーシング

「民間でできることは民間で」を基本として、「民営化」、「PFI」、「指定管理者制度」、「市民組織との協働」など民間の知識や技術を活用することにより、コストを縮減するとともに、サービスの維持・向上を図ることに努めます。

※ アウトソーシング（out sourcing）とは、一般に外部に知識や技術、効率性等の資

源を求めること。

(2) 効率的な行政運営

① 行政評価の実施

行政が実施している事務事業について、成果指標等を用いて必要性、有効性、効率性を評価し、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって事務事業の質的向上を図るための手法である行政評価を引き続き実施します。

② 必要な施策・事業の選択

社会経済環境や市の財政状況を的確に判断したうえで、スクラップ・アンド・ビルドにより必要な事務事業を選択し、展開していくことに努めます。

③ 委託事務の見直し

現行の業務委託について、委託内容、契約方法等の再点検を行い、より効果的、効率的な委託事務の見直しに努めます。

(3) 市民ニーズに対応できる人材の育成

① 費用対効果・コスト意識

職員一人ひとりが事務事業を行うにあたり、その必要性や費用対効果及びコスト意識を徹底し、経営感覚を持って事業を実施します。

② 職員の能力向上

職員一人ひとりの意識改革と仕事に対する向上心や探究心の追及が、組織を有効に機能させることにつながります。このため、職員が主体的に学習できる研修機会を拡充し、職員一人ひとりの能力開発に努め、地域主権の進展に的確に対応できる「人財」の確保・育成を図ります。

※ 人財とは、仕事の能力も意欲も高い人をいう。

③ 職員の業務成果の評価

個々の職員について業務目標を設定し、その達成度を評価する公平で公正な人事評価システムを引き続き実施し、制度の向上に努めます。

④ 職員のやる気とモチベーションの向上

職員一人ひとりが自分の士気を高めてやる気を出し、モチベーションの向上を図ることで市民サービスの向上につながる制度の構築に努めます。

⑤ 公が担うべき事務の優れた発想のできる人材の育成

職員の民間企業やNPOとの人事交流を推進し、職員の意識改革と視野の拡大を図るとともに、柔軟な発想と市民の視点に立って行政を運営する人材を育成します。

(4) 組織の活性化

① 効率的な行政運営のための組織の見直し

市民ニーズへの迅速な対応や、新たな課題に対応するための体制を整備するため効率的、効果的な組織の継続的な見直しを行います。

② 民間の多様な人材の活用

民間の人材活用や期間が限定される専門的な行政ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、必要性に応じた人材の活用に努めます。

③ 高度な専門的知識を有する者の任用

I C T 関連・福祉・土木・建築等の部署をはじめとして、特に高度な専門的知識や技術が求められる分野において、内部育成では得られにくい高度の専門性や多様な知識・経験を有する社会人の任用等に努めます。

※ I C T (Information and Communication Technology) とは、多くの場合「情報通信技術」と和訳され、情報・通信に関連する技術一般の総称のこと。従来ひんばんに用いられてきた「I T」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「I T」に替わる表現として日本でも定着しつつある。

④ 職員の自主性、意欲を高める仕組みづくり

勤務評価報告書及び職員適正報告書などを参考にし、専門化する行政課題に的確かつ迅速に対処できるよう異動希望者を優先に配置するなど適材適所の人事配置に努めます。

2 市民協働・公民連携の推進

- 地域主権改革に向けた取り組みの高まりにより、公（行政）と民（市民・地域団体・NPO等）とのあり方を考え、地域のことは地域住民が責任を持って決めることのできる地域社会を目指します。
- 地域における人口構成や価値観の変化等に伴い、人間関係が希薄化し、これまで地域コミュニティが担ってきた役割が変化していることから、今後はそれらを補完するものとして行政とボランティア・NPO等が協働し、細やかな住民サービスの提供を図ります。
- 市民（自助）と行政（公助）の役割、責任についての理解と、協働（共助）する仕組みにより、市民の力でつくる笠間市を目指します。
- 公と民が公民連携を推進することにより、行財政の効率化と経済の活性化を図ります。

【改革項目】

（1）市民協働・公民連携の推進

- ① 自立的な住民主体のまちづくり（自主性・主体性）
地域主権の推進により、これからは地域住民が自己決定、自己責任のもと、住民自らが自主性・主体性をもって地域の課題は地域自ら解決していける環境づくりに努めます。
- ② 市民の視点からの課題の解決
複雑化・多様化する地域の課題の解決や、市民のニーズに対して、市民の視点から事業の提案をしていただき、民と市が協働で行うことで、地域の課題解決や市民サービスの向上を図る環境づくりに努めます。
- ③ 市民への情報の公開と共有
行政情報の積極的な提供や公文書の開示、会議の公開などに取り組み、市民と行政の信頼関係の向上に努めます。また、市民と行政が情報を共有し、相互理解を図りながら市民協働・公民連携のまちづくりに努めます。
- ④ 市民と行政の役割分担（行政が行うサービスの見直し）
市民と行政の協働を進める上での市民の役割は、身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それができない場合は行政が解決するという考え方にに基づき行動する必要があります。
一方、行政の役割は、市民活動が行われる基盤づくりや側面支援を進めるとともに、行政運営への市民の参画機会を広げ、市民の意見を行政運営に生かす必要があります。
このため、市民と行政がそれぞれの知恵や発想を出し合い、出来ることを考え、それぞれの役割分担のもとに行動することが出来るよう従来の行政が行うサービスの見直しに努めます。
- ⑤ 市民と行政の責任（対等なパートナー）
市民と行政が、互いを対等なパートナーとして認め、課題解決のため、一緒に考え一緒に行動する市民参加・協働のまちづくりに努めます。

(2) 多様化する市民ニーズへの対応

① 市民の視点に立った市民サービスの向上

市の施設を訪れる市民等が、快適に用務を済ませられる窓口相談機能の充実など、利便性の向上に努めます。

② 市民ニーズの的確な把握

ご意見箱やパブリックコメント、インターネット等の活用、その他様々な機会を捉えて市民ニーズを的確に把握し、市民の意見や要望を市政に反映するよう努めます。

③ 情報通信網等を利用した質の高い行政サービスの提供

情報通信網等を利用し、窓口サービスの利便性向上として駅や商業施設への証明書等自動交付機やコンビニ交付の導入により、市民と行政との距離感をなくし、市民に身近で質の高い行政サービスの提供に努めます。また、クラウド技術を用いたシステムの構築など、民間活力を活用する手法の検討に努めます。

※ クラウド (cloud) とは、ネットワーク (通常はインターネット) を表す。従来より「コンピュータシステムのイメージ図」ではネットワークを雲の図で表す場合が多く、それが由来と言われている。クラウドコンピューティング (cloud computing) とは、ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピュータの利用形態である。

④ 民間活力を活用する手法の検討

「民間でできることは民間で」を基本として、「民営化」、「P F I」、「指定管理者制度」、「市民組織との協働」など、民間の知識や技術を活用することにより、コストを削減するとともに、サービスの維持・向上を図ることに努めます。

3 財政基盤の確立

- 多様化する市民ニーズに対応していくため、更なる自主財源の確保に努めます。
- 少子高齢社会の進展により社会保障費が増大し、財政負担が大きくなることが予想されるため、歳出の適正化を図ります。
- 公共資産の効果的・効率的な活用により、維持管理費を削減します。

【改革項目】

(1) 財源の確保

① 新たな財源の確保及び新たな収入の確保

企業広告は市のホームページや広報誌などを広告媒体として提供していますが、これ以外にも公用車など広告媒体とすることが可能か検討し、新たな財源の確保を図ります。また、企業誘致による雇用の場の確保や定住化の促進、観光資源の活性化による集客力アップなど新たな収入を発掘し、その確保に努めます。

② 課税客体の的確な把握

現地調査や未申告者に対する申告指導強化など、課税客体の的確な把握に努め、公平かつ適正な課税となるよう努めます。

③ 徴収体制の強化

市税や各種使用料等の収入の確保を図るため、職員の専門化や電話催告センター設置によるオペレーターによる自主納付の呼びかけなど、徴収率向上対策の強化に取り組み、納税等の不公平・不均衡が生じないよう努めます。

④ 受益者負担の適正化

使用料と手数料は、住民負担の公平性と受益者負担の原則に基づき適正な負担となるよう見直しを行い、適正化を図るとともに新たな項目の検討に努めます。

(2) 歳出の適正化

① 事務事業の見直し（経費の削減）

時代に求められる必要な施策，事業を選択するとともに，より効果的で効率的な手法を検討し，経費の削減を図ることに努めます。

② 企業会計・特別会計の収支改善

企業会計は、限られた財源を有効に活用するため、徹底した事務事業の見直しを行い、建設コスト等の削減に取り組むことにより、経営基盤の強化に努めます。

また、特別会計は、一般会計から税金を充てることが適当と考えられる範囲の分を繰出金として拠出しており、事業の進捗に伴い補てん額は増加傾向となるため、繰出額の適正化を図ることに努めます。

③ 補助金・負担金等の適正な交付

市民ニーズや時代に即しているか、事業達成度、効果、経費負担のあり方等について定期的に見直し、補助金・負担金等の適正な交付に努めます。

(3) 保有資産の有効活用

① 未利用地の有効活用（貸付，売り払い）

公共・公益的な目的を踏まえつつ，財政的な視点に立って見直しを行い，民間等への売り払いに加えて，貸付等の有効活用に努めます。

② 施設の空きスペース等の有効活用

民間事業者への貸付等も含め，庁舎等の空きスペースの有効活用を図ることに努めます。

③ 公共施設の維持管理（アセットマネジメント）

公共施設は，経年による老朽化や耐用年数のため更新が必要となりますが，これからは財政負担の軽減や地球環境への配慮から，アセットマネジメントの考え方を取り入れた管理により更新時期を長寿命化し，維持管理経費の削減に努めます。

※ アセットマネジメント（asset management）とは，広義としては，投資用資産の管理を実際の所有者・投資家に代行して行う業務のことである。

④ 施設のあり方，整備手法（ライフサイクルコスト）

市有施設の経営管理を推進し，今後適正な施設保有量としていくためには，現状の施設保有量で今後生じる費用を把握し，資産の観点から客観的に施設の評価を行うことにより，市有施設の総量縮小，優良資産への集中投資，不要施設の廃棄・運用の選択を進めていく必要があるため，ライフサイクルコストに基づく施設のあり方，整備手法の適正化に努めます。

※ ライフサイクルコスト（Life cycle cost）とは，製品や構造物などの費用を，調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。訳語として生涯費用ともよばれる。

<参考資料>

【推進体制図】

